

佐伯市立幼稚園及び保育所の
あり方についての実施計画書

令和3年3月

(2021年)

佐伯市

目 次

1	はじめに	・・・ 1
第1章 本市の幼児教育・保育を取り巻く現状		
1	乳幼児人口の推移	・・・ 2
2	保育所等の入所人数	・・・ 4
3	平成27年度以降の幼稚園・保育所等の入園入所人数	・・・ 5
4	就学前施設の様況	・・・ 6
第2章 市立幼稚園の現状と課題		
1	市立幼稚園の預かり保育及び放課後児童クラブの利用状況	・・・ 7
2	令和2年度市立幼稚園の在籍状況	・・・ 8
3	平成27年度以降の就学前施設の推移	・・・ 9
4	市の就学前施設の位置	・・・ 10
第3章 市立幼稚園における集団教育の適正規模		
1	幼児教育における適正規模を考える必要性	・・・ 11
2	他市の適正規模の考え方	・・・ 14
3	本市が考える望ましい集団活動ができる規模	・・・ 15
第4章 市立幼稚園の閉園の基準		
1	市立幼稚園における閉園の基準	・・・ 16
第5章 市立幼稚園と市立保育所の将来構想		
1	市立幼稚園と市立保育所の今後の役割	・・・ 17
2	市立幼稚園と市立保育所の再編	・・・ 18
	用語解説	・・・ 19
	資 料	・・・ 22

1 はじめに

① 計画策定の趣旨

近年の急速な少子化の進行・核家族化は、地域の人間関係の希薄化を招き、家庭や地域での教育力の低下につながると言われており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、家庭を離れ初めて体験する幼稚園・保育所での集団生活は、多様な個性と出会う中で、様々な考えに触れ、自分の思いを伝え、相手の思いを受入れたりしながら折り合いをつけるなど、社会性を培う大切な場だといえます。

本市の市立幼稚園は、これまで概ね1小学校区に1つという形で整備され、「幼児期の学校教育」として、公教育の使命を果たしてきました。

国においては、平成24年8月「子ども・子育て関連3法」の公布に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が実施され、市町村が実施主体となり、地域の子ども・子育て家庭の状況や需要を調査・把握した上で「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に応じた子育て支援を行うこととなりました。

本市においても平成27年3月「第1期佐伯市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年～31年）を策定、さらに令和2年3月に「第2期佐伯市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「『いつも子どもが まんなか』～子どもの笑顔はさいきの元気、すくすく育てさいきっ子～」をキャッチフレーズに、子どもたちが心豊かに生き生きと育つまちづくりを推進しています。

しかしながら、ライフスタイルの多様化や女性の社会進出、共働き世帯の増加などにより、市立幼稚園の園児数は著しく減少してきており、今後、幼児期にふさわしい教育・保育環境の確保や子育て支援の困難さが懸念されます。このため令和元年度に「佐伯市立幼稚園・保育所のあり方検討委員会」を設置し、集団教育に必要とされる適正規模、それを踏まえての休園・統廃合の基準について検討していただきました。その検討した結果を十分に尊重した上で、「佐伯市立幼稚園及び保育所のあり方についての実施計画書」を策定いたしました。

② 計画の位置付け

「第2次佐伯市総合計画」、「第2期佐伯市長期総合教育計画さいき“まなび”プラン2017」及び「第2期佐伯市子ども・子育て支援事業計画」に基づく、佐伯市行政経営推進プランを踏まえ、行動計画として幼児期における教育にふさわしい環境づくりを実施するため策定します。

③ 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

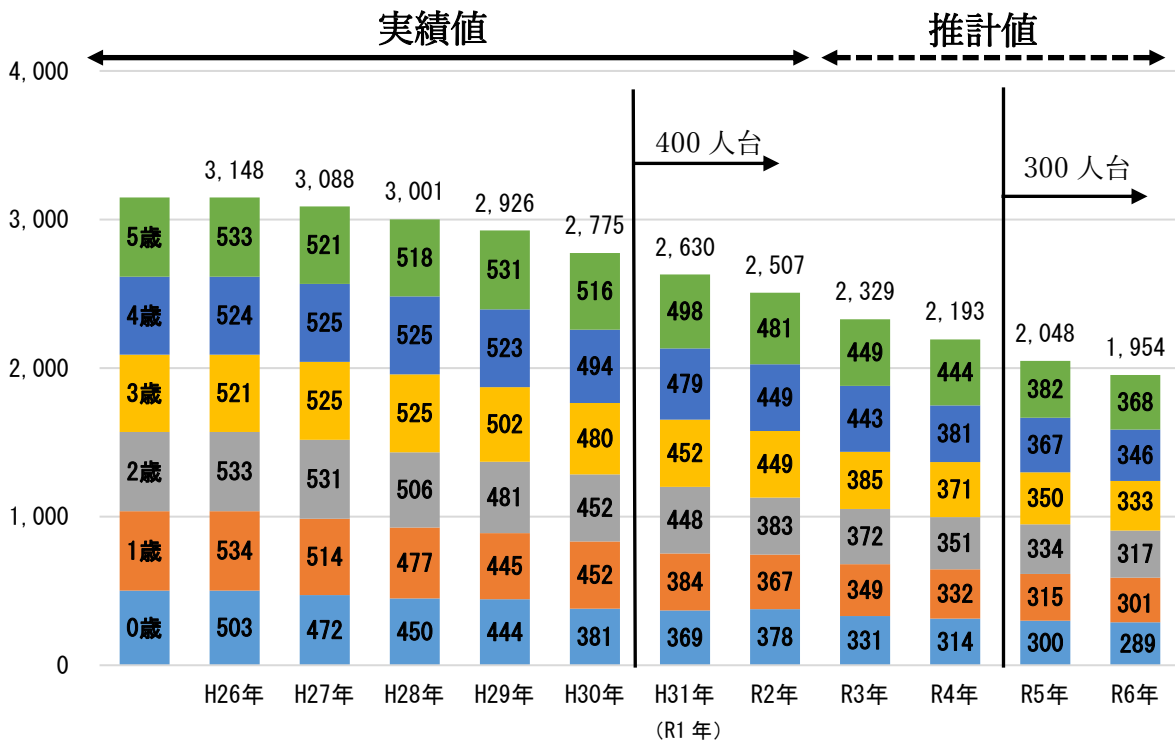
第1章 本市の幼児教育・保育を取り巻く現状

1 乳幼児人口の推移

(1) 就学前児童人口（0～5歳）

本市の就学前児童人口は、平成26年の3,148人から令和2年には2,507人と、641人減少しています。今後も減少傾向が続き、歳児別で見ると平成31年以降全ての歳児で400人台、令和5年には300人台まで減少する見込みとなっており、令和6年には就学前児童人口は1,954人まで減少すると予想されます。

(人) 就学前児童人口の実績と推計



実績値：佐伯市住民基本台帳（R2年4月1日）

推計値：第2期佐伯市子ども・子育て支援事業計画

(2) 小学校区別就学前児童人口（0～5歳）

小学校区別の就学前児童人口でみると、5歳児から3歳児まで400人台、0～2歳では年間出生数は300人台まで減少しています。特に、周辺部の校区では10人以下の出生数が続いており、就学後も複式学級になることが予想されます。

また、歳児別の就学前施設入所人数の割合は3歳（91%）、4歳（93%）、5歳（97%）と高く、3歳児以上の多くはいずれかの就学前施設に就園しています。

小学校区別就学前人口（0歳～5歳）

R24.1現在

地域	小学校区 生年月日	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	公立幼稚園		
		H31.4.2～ R2.4.1	H30.4.2～ H31.4.1	H29.4.2～ H30.4.1	H28.4.2～ H29.4.1	H27.4.2～ H28.4.1	H26.4.2～ H27.4.1		入所人数	備考	預かり人数
佐伯	佐伯	34	36	42	41	41	55	249	26		
	佐伯東	18	17	23	21	27	27	133	11		
	渡町台	87	90	57	108	84	97	523	55		46
	鶴岡	66	76	79	87	94	95	497	50		37
	上堅田	37	23	27	37	34	32	190	12		
	八幡	14	14	15	14	9	19	85	11		
	下堅田	14	13	11	21	20	25	104	15		
	青山	2	4	4	0	3	1	14	1	4歳1人5歳0人	
	木立	6	7	6	7	10	8	44	7		
大入島	0	0	2	0	0	1	3		休園		
上浦	東雲	4	3	8	3	3	6	27		休園	
弥生	明治	13	15	14	20	17	16	95			
	上野	20	26	27	22	41	30	166		休園	
	切畑	8	8	8	15	11	8	58			
本匠	本匠	2	1	2	1	3	2	11			
宇目	宇目緑豊	6	4	10	11	8	9	48			
直川	直川	9	3	11	7	4	8	42			
鶴見	松浦	7	6	9	6	11	8	47	8		
米水津	よのうづ	6	6	5	5	5	7	34	7	4歳1人5歳0人	7
蒲江	蒲江翔南	25	15	23	23	24	27	137			
計	20校区	378	367	383	449	449	481	2,507	203		90
入所人数	公私保	66	209	251	407	416	267	1,616	※大島:休園		
	公立幼	0	0	0	0	2	201	203			
	計	66	209	251	407	418	468	1,819			
			17%	57%	66%	91%	93%	97%	73%		

資料：佐伯市住民基本台帳（R2年4月1日）

保育所入所者数（こども福祉課）

幼稚園入園者数（学校教育課）

※ 0歳～4歳、歳児別人数が4人以下の小学校区

※ 0歳～4歳、歳児別人数が9人以下の小学校区

2 保育所等の入所人数

乳幼児数は減少傾向にあります。就学前施設の利用率は高く、市内の一部の保育園等では定員を超えています。

保育所等の入所人数（令和2年4月1日現在）

園名	2,3号								1号					計	
	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	入所計	定員	3歳	4歳	5歳	入所計	定員	入所
大日保育園	90	7	12	20	20	16	0	75					0	90	75
みなみ保育園	110	12	23	24	20	23	1	103					0	110	103
みなと保育園	90	4	16	14	18	18	0	70					0	90	70
八幡保育園	30	0	7	6	9	7	0	29					0	30	29
佐伯保育園	90	4	24	23	20	19	1	91					0	90	91
長島保育園	60	2	12	14	10	16	1	55					0	60	55
ふれあい保育園	70	5	12	12	16	16	14	75					0	70	75
松浦保育園	41	1	5	7	8	12	0	33					0	41	33
さくら保育園	80	6	12	12	26	8	3	67					0	80	67
やよいこども園	110	7	17	16	27	26	25	118	25	5	8	5	18	135	136
にじいろこども園	40	1	6	8	12	13	8	48	10	0	2	2	4	50	52
カトリック佐伯幼稚園	50	0	0	6	12	13	24	55	142	28	39	32	99	192	154
ルンビニこども園	110	9	30	28	22	22	20	131	135	50	48	41	139	245	270
みのり幼稚園									110	36	39	31	106	110	106
事業所内託児所愛	20	0	1	2	2	1	0	6					0	20	6
つるおか保育所	120	3	17	19	22	22	6	89					0	120	89
畑野浦保育所	32	1	1	1	2	2	4	11					0	32	11
かまえこども園	115	0	8	15	20	21	22	86	5	1	2	2	5	120	91
うめこども園	41	0	0	7	5	7	5	24	8	2	0	1	3	49	27
ほんじょうこども園	60	1	2	11	4	12	9	39	5	0	0	0	0	65	39
なおかわこども園	36	2	3	4	7	3	8	27	4				0	40	27
計 21園	1,395	65	208	249	282	277	151	1,232	444	122	138	114	374	1,839	1,606
管外(佐伯在住の子が市外施設へ入所)		1	1	2	3		2	9			1		1		10
合計	1,395	66	209	251	285	277	153	1,241	444	122	139	114	375	1,839	1,616

※ 入所人数が定員を超えている施設

資料：保育所等入所者数（こども福祉課）

3 平成27年度以降の幼稚園・保育所等の入園入所人数

平成27年度「子ども・子育て支援新制度」施行以降の施設別の入園入所人数をみると、全体数は保育所（こども園含む）の増加傾向（1,250人→1,500人）に対し、幼稚園は年々減少（800人→309人）しています。

平成27年度以降の幼稚園・保育所等の入園入所人数（令和2年4月1日現在）

地域	幼稚園										保育所(こども園含む)									
	公私	園名	定員	児童数の推移						備考	公私	園名	定員	児童数の推移						備考
				H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度					H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
佐伯	公	佐伯	30	27	30	29	21	23	26		公	つるおか	120	66	73	69	65	93	89	定員増
	私	ルンビニ	180	197	197	189	165			→	私	みなみ	110	102	99	99	99	106	103	定員増
	私	カトリック	180	154	154					→	私	ルンビニ	245	112	119	109	101	266	270	こども園
	私	カトリック									私	カトリック	192			172	190	169	154	こども園
	公	佐伯東	30	16	16	18	21	17	11		私	みなと	90	101	103	106	102	83	70	
											私	佐伯	90	107	102	108	102	100	91	
											私	長島	60	71	73	78	71	64	55	
	公	渡町台	60	62	65	57	62	51	55		私	ふれあい	70	79	81	82	79	81	75	
											私	さくら					66	67	67	新設
	公	鶴岡	60	63	57	61	50	49	50		私	大日	90	91	91	86	84	78	75	
	公	上堅田	30	23	32	25	29	30	12											
	私	みのり	110	93	92	135	129	118	106											
	公	八幡	30	21	14	14	13	15	11		私	八幡	30	39	37	38	37	31	29	
	公	下堅田	27	13	10	14	8	12	15											
公	青山	25	3	3	2	5	1	1												
公	木立	25	10	9	9	12	0	7		私	愛	20	19	23	19	11	7	6	事業所内	
上浦	公	上浦	25	5	5	10	6	2	0											
弥生	公	明治	25	18	21	3	1			閉園	私	にじいろ	50	42	45	58	57	57	52	こども園
	公	上野	25	22	21	4	9	5	0		私	弥生	100	104	105	127	127	118	136	こども園
	公	切畑	25	12	11	1	2			閉園										
本匠	公	本匠	25	7	5	6	→	→	→	→	公	ほんじょう	65	51	57	60	65	59	39	こども園
宇目	公										公	うめ	49	54	50	48	39	37	27	こども園
直川	公	直川	25	7	7	7	→	→	→	→	公	なおかわ	40	23	23	27	35	33	27	こども園
鶴見	公	松浦	27	15	8	13	4	17	8		私	松浦	41	46	44	43	44	35	33	
米水津	公	よのうづ	25	21	16	13	20	11	7											
蒲江	公	蒲江		11	4	→	→	→	→	→	公	蒲江	40	36	42	51	43	32	91	こども園
											公	竹野	28	25	21	22	20	20		
											公	西浦	21	15	9	11	11	7		
											公	森崎	29	38	39	40	35	25		
											公	畑野浦	32	29	26	20	18	14		
計	公		13	519	356	334	286	263	233	203	公		6	424	337	340	348	331	320	284
	私		1	470	444	443	324	294	118	106	私		14	1,188	913	922	1,125	1,170	1,262	1,216
	計		14	989	800	777	610	557	351	309	計		20	1,612	1,250	1,262	1,473	1,501	1,582	1,500

※ 認定こども園（保育所型）へ移行した市立幼稚園

資料：保育所等入所者数（こども福祉課）
幼稚園入園者数（学校教育課）

4 就学前施設の状況

本市の就学前施設は平成27年度末には全て耐震化が完了しています。

しかしながら、建築年数が30年以上経過している施設も多く（11園）、老朽化が進むことから、今後施設の長寿命化のため、大規模改修が必要となり、大きな財政負担を伴うことが考えられます。

就学前施設の状況（令和2年4月1日現在）

地域	公立								私立								
	幼稚園				保育所(こども園含む)				幼稚園				保育園(こども園含む)				
	園名	建築年	経過年数	備考	園名	建築年	経過年数	備考	園名	建築年	経過年数	備考	園名	建築年	経過年数	備考	
佐伯	佐伯	H2.3	30年		つるおか	H31.3	1年						みなみ	H30.12	1年		
													ルンビニ	H31.3	1年		
													カトリック	H4.2	28年		
	佐伯東	S57.2	38年											みなと	H19.3	13年	
														佐伯	H24.12	7年	
	渡町台	S53.2	42年											長島	S54.5	41年	
														ふれあい	H19.8	12年	
														さくら	H30.4	2年	
	鶴岡	S58.2	37年											大日	H20.3	12年	
	上堅田	S60.12	34年						みのり	H21.2	10年						
八幡	S55.2	40年											八幡	S49.4	46年		
下堅田	S56.2	39年															
青山	S59.12	35年															
木立	H19.7	13年															
上浦	上浦	H15.12	16年														
弥生	明治	S50.2		R1閉園									にじいろ	S63.3	32年		
	上野	H7.3	25年										やよい	R2.4	0年		
	切畑	S61.3		R1閉園													
本匠				ほんじょうこども園	H22.1	10年											
宇目				うめこども園	H5.3	27年											
直川				なおかわこども園	H6.2	26年											
鶴見	松浦	H14.2	18年										松浦	H21.4	11年		
米水津	よのうづ	H17.2	15年														
蒲江					かまえこども園	R2.4	0年										
					畑野浦	H4.3	28年										

※ 建築から30年以上経過した施設

資料：佐伯市公共施設等総合管理計画他



佐伯東幼稚園

第2章 市立幼稚園の現状と課題

1 市立幼稚園の預かり保育及び放課後児童クラブの利用状況

本市は合併した平成17年には24園の市立幼稚園が設置されていましたが、隣接する小学校の統廃合、認定こども園化（保育所型）等により減少し、令和2年度15園（うち休園4園）となっています。園児数は平成17年度482人に対し、令和2年度は203人（4月1日現在）で279人減少しています。

減少の主な要因は、少子化による減少に加え、保護者の就労状況に関係なく、長時間の保育が可能な認定こども園への人気が高まっていること、27年度新制度以降、30年度から市立幼稚園の保育料を各世帯の所得に応じた負担（応能負担）としたことにより、私立幼稚園との保育料の格差がなくなったことが考えられます。

また、令和元年10月に「幼児教育・保育の無償化」が実施されたことで、3歳児から就学前施設への就園が進めば、さらに市立幼稚園の園児数は減少していくと考えられます。

本市の市立幼稚園は、教育時間（4時間）終了後、保育の必要な園児については、健全育成上、児童に準ずる扱いとして「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」で降園後の保育を行ってきました。

しかしながら、平成27年施行の新制度以降、放課後児童クラブの対象年齢が「小学校に就学しているおおむね10歳未満」から「小学校に就学している児童」に対象が拡大されたことにより、各クラブの高学年の受入れ人数を確保するため、平成29年度よのう幼稚園、30年度渡町台幼稚園、31年度鶴岡幼稚園で「一時預かり事業」を開始しました。

令和2年度における市立幼稚園の預かり保育及び放課後児童クラブを利用する園児の割合は、全園児（203人）に対し、145人（預かり保育90人、放課後児童クラブ55人）で71.4%となっています。降園後の保育ニーズが高く、引き続き一時預かり事業を拡大する予定でしたが、預かり保育支援員の確保ができないことから、令和2年以降の一時預かり事業の拡大は困難な状況となっています。

市立幼稚園の預かり保育及び放課後児童クラブの利用状況（令和2年4月1日現在）

幼稚園名	4歳児	5歳児	計	学級数	預かり保育人数			備考
					幼稚園	児童クラブ	利用率	
佐伯幼稚園		26	26	1		10	38%	
佐伯東幼稚園		11	11	1		7	64%	
渡町台幼稚園（預かり園）		55	55	2	46		84%	H30～
鶴岡幼稚園（預かり園）		50	50	2	37		74%	H31～
上堅田幼稚園		12	12	1		8	67%	
八幡幼稚園		11	11	1		10	91%	
下堅田幼稚園		15	15	1		11	73%	
青山幼稚園	1	0	1	1				児童クラブ無
木立幼稚園		7	7	1		5	71%	
松浦幼稚園		8	8	1		4	50%	
よのう幼稚園（預かり園）	1	6	7	2	7		100%	H29～
合計	2	201	203	14	90	55	71.4%	

※ 降園後の預かり保育を放課後児童クラブで実施している幼稚園

幼児教育の無償化では、幼稚園の園舎で引き続き預かり保育を実施する場合、月額上限11,300円以内は無償となりますが、放課後児童クラブは小学生を対象とした施設であることから、無償化の対象とはならず、利用する場合は保護者の実費負担となります。

また、佐伯市では、本来の放課後児童クラブの対象である小学生の受入れに支障が出ていることから、令和3年度末で幼稚園児の受入れを終了する予定としています。

2 令和2年度市立幼稚園の在籍状況

令和2年度以降、幼稚園児が放課後児童クラブを利用する場合、保護者の実費負担となることから、令和2年度の市立幼稚園の入園申込に先立ち、全ての4歳児（4歳児の受入れ園については3歳児）に、有償となる旨の文書通知を行いました。そのような経過もあり、令和2年度の市立幼稚園の在籍状況は下記のとおりとなっています。

令和2年度市立幼稚園の在籍状況

令和2年12月1日現在

No	幼稚園名	4歳児		5歳児		計		備考
		令和2年	令和3年	令和2年	令和3年	令和2年	令和3年	
1	佐伯幼稚園			26		26		
2	佐伯東幼稚園			11		11		
3	渡町台幼稚園			55		55		
4	鶴岡幼稚園			50		50		
5	上堅田幼稚園			12		12		
6	八幡幼稚園			11		11		
7	下堅田幼稚園			15		15		
8	青山幼稚園	1		0		1		
9	木立幼稚園			7		7		
10	大入島幼稚園			0		0		
11	上浦幼稚園	0		0		0		
12	上野幼稚園			0		0		
13	大島幼稚園			0		0		
14	松浦幼稚園			8		8		
15	よのうづ幼稚園	1		6		7		
	合計	2		201		203		

※ 申込0人の大入島幼稚園、上浦幼稚園、上野幼稚園、

資料：学校教育課

大島幼稚園は令和2年度休園

5ページの表でもわかるように、平成27年度新制度以降の実施以降、本市の幼児教育を取り巻く環境は激変しており、“市立離れ”が止まらない状況となっています。

小規模園では、子どもたちの人間関係が固定化したり、体験できる遊びが限られたりするなどして、集団生活を通して身に付けなければならない社会性の育ちの低下が懸念されることから、子どもの育ちにおいて適正規模での教育環境を整備し、子どもたちが安全で安心して過ごせる環境を再構築することが、喫緊の課題となっています。

3 平成27年度以降の就学前施設の推移

平成27年度「子ども・子育て支援新制度」施行以降、本市における就学前施設は認定こども園化による再編が進んでいます。

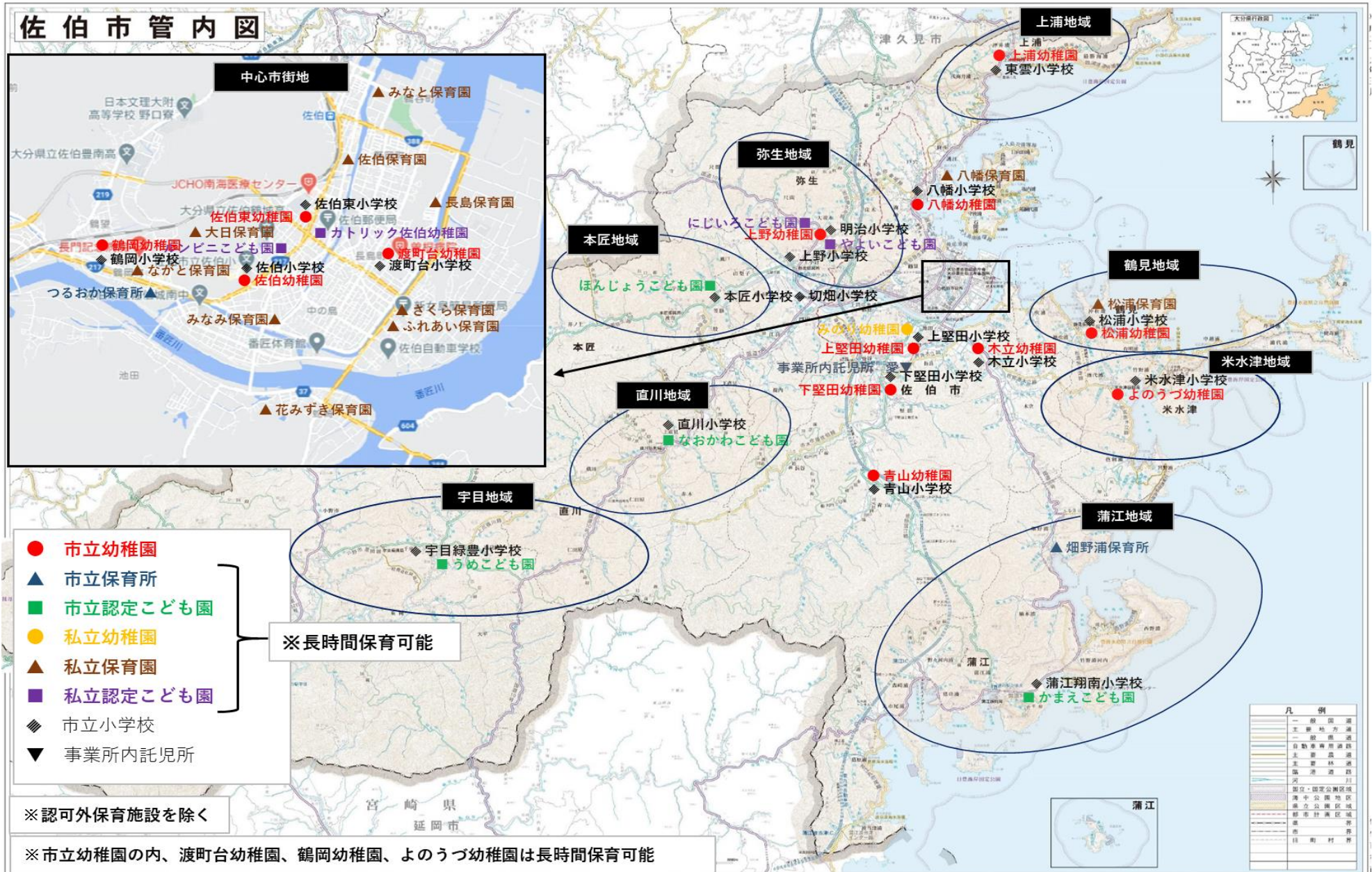
機関等	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度(元年度)	令和2年度	令和3年度
国 文部科学省 厚生労働省 総務省	子ども・子育て支援 新制度施行 ※放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)の基準 (～小3→～小6)へ変更		子育て安心プラン	幼稚園教育要領改訂 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 保育所・保育指針 ※3歳以降の内容の 同一化	幼児教育 (3歳～5歳) 無償化(10月～)開始		
佐伯市 (市立) 佐伯市教育委員会 学校教育課		蒲江幼稚園閉園	よのう幼稚園預かり保育開始 本匠幼稚園閉園 直川幼稚園閉園	渡町台幼稚園預かり保育開始 明治幼稚園閉園 切畑幼稚園閉園	鶴岡幼稚園預かり保育開始		
佐伯市 (市立) 佐伯市福祉保健部 こども福祉課	うめこども園開園	蒲江保育所	蒲江こども園開園	ほんじょうこども園開園 なおかわこども園開園	竹野保育所 西浦保育所 森崎保育所	【統合】 かまえこども園	
				久部保育所閉園	つるおか保育所開園		
		第1期佐伯市子ども・子育て支援事業計画(2015～2019)				第2期(2020～2024)	
佐伯市 (私立) 保育園 幼稚園 認定こども園等	にじいろこども園開園 事業所内託児所 愛 開所 H27.7.1～	弥生保育園 カトリック佐伯幼稚園	弥生こども園 (保育所型) 認定こども園カトリック 佐伯幼稚園 保護者の所得に応じた保 育料(応能負担)へ変更 ・カトリック佐伯幼稚園 ・ルンビニ幼稚園 ・みのり幼稚園	ルンビニ幼稚園	ルンビニこども園	やよいこども園 (幼保連携型) ながと保育園開園 花みずき保育園開園 R2.11.1～	

※ 認定こども園

資料：学校教育課・こども福祉課

4 市の就学前施設の位置

※市の就学前施設は33園あり、その多く（13園）は中心市街地に集中しています。



第3章 市立幼稚園における集団教育の適正規模

1 幼児教育における適正規模を考える必要性

(1) 3歳以降の教育・保育内容の同一化

平成30年4月に施行された新「幼稚園教育要領」では、「幼稚園教育において育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示され、小学校以降の生活や学習の基礎を培う「学校教育の始まり」としての役割を確実に担う質の高い教育が求められています。

また、同時期に改訂された「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」においても、3歳からの内容は「幼稚園教育要領」と同様のものとなり、それぞれの就学前施設において、質の高い教育が求められています。

改訂の基本方針

① 幼児教育で育みたい資質・能力の明確化

幼児教育で育みたい資質・能力として「知識・技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の3つを明確に示し、現行の幼稚園教育要領等の5領域「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」を踏まえて、遊びを通しての総合的な指導により一体的に育むことを示しています。

② 小学校教育との円滑な接続

幼児期の終わりまでに育ってほしい具体的な姿「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」を明確にし、これを小学校の教師と共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとすることを示しています。

③ 現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直し

現代的な課題を踏まえた教育内容の見直しを図るとともに、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動や子育ての支援の充実を図ることとしました。

(2) 集団の必要性（適正規模）について

幼稚園教育要領には、教育課程の編成上の留意事項について「幼児の生活は、入園当初の一人一人の遊びや教師との触れ合いを通して幼稚園生活に親しみ、安定していく時期から、他の幼児との関わりの中で幼児の主体的な活動が深まり、幼児が互いに必要な存在であることを認識するようになり、やがて幼児同士や学級全体で目的をもって協同して幼稚園生活を展開し、深めていく時期などに至るまでの過程を様々に経ながら広げられていくものであることを考慮し、活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されるようにすること。」と記されていることから、幼児教育を実践するにあたっては、ある程度の集団規模が必要と考えます。

就学前の教育・保育環境における人数の規模について国が示しているもののうち、幼稚園設置基準においては1学級あたりの幼児数は35人以下を原則としています。

本市においても幼稚園管理規則において1学級の幼児数は35人以下としますが、運用上30人としています。

また、学級あたりの適正人数について、文部科学省が公表している社団法人全国幼児教育研究協会の「**幼児教育の形成過程と協同性の育ちに関する研究**」では、「3歳児は基本的な生活習慣を個々に身に付けることがまず優先され」、「4、5歳児は友だち関係が徐々に広がり、集団を形成して生活ができるようになっていく」ことから3歳児は20人以下、4、5歳児は20人以上が1学級の望ましい人数としています。

このことから協同性の育ちを培うためには、適正規模の一定集団が必要と考えます。



<一定規模集団での期待される教育効果>

集団規模の確保

(共感する)

「みんなでやると
たのしいね」

(試す)

「うまくいかないなあ」
「こうしてみたらどうかな」
「こんなやり方もあるよ」
「しらべてみようよ」

(葛藤する)

「わたしはこうやって
したいけど、〇〇さん
の気持ちを考えると・・・」

【育みたい資質・能力の3つの柱】

1. 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったりできるようになったりする

「知識及び技能の基礎」

2. 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする

「思考力、判断力、表現力等の基礎」

3. 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする

「学びに向かう力、人間性等」

(相談する・解決する)

「こうしたらどう？」
「これもいいね」
「そうだね、じゃあここは
こうしよう」

(認め合う)

「〇〇さんのアイデアとっても
いいね」
「〇〇さんががんばってるね」

(憧れる・挑戦する)

「わぁ～すてき」
「〇〇さんみたいになりたい」
「わたしもやってみよう」

【幼稚園教育において育みたい10の資質・能力】

- ① 健康な心と体
- ② 自立心
- ③ 協同性
- ④ 道徳性・規範意識の芽生え
- ⑤ 社会生活との関わり
- ⑥ 思考力の芽生え
- ⑦ 自然との関わり・生命尊重
- ⑧ 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
- ⑨ 言葉による伝え合い
- ⑩ 豊かな感性と表現

小学校以降の生活や学習で必要とされる資質・能力を育む

2 他市の適正規模の考え方

幼稚園の適正集団の規模を考える上で、人口規模、新制度以降等の条件で一定の集団規模の考え方が整理されている他市の状況は、遊びや制作活動等における学びの広がりや深まり等の教育効果を考えると、1学級あたりの集団規模について考察を行っており、適正集団は概ね15人～30人となっています。

他市の園児数の適正規模の考え方

県名	市町村名	総人口	就学前施設数	園児数の適正規模	適正規模の考え方
大分県	大分市	47.8万人	市立幼稚園24 私立幼稚園16 市立保育所14 私立保育所67 私立認定こども園40	1学級の人数は 15～30人	一定規模の集団の中で群れ、遊びや互いに切磋琢磨するなど、友だちとかかわり様々な体験を重ねる中で育まれる協同性や規範意識、向上心の芽生えなど、生きる力の基礎を培うことの意義は大きい。
兵庫県	三田市	11.1万人	市立幼稚園10 私立幼稚園1 私立こども園11 市立保育所1 私立保育園8	1学級の人数は同年齢で、おおむね 15～30人	活動を広げ、生活・遊びの流れを作るためには、最低でも1グループ3、4人で、3、4グループ必要であり、人数の下限は15人と考える。
岡山県	津山市	10.1万人	市立幼稚園12 私立幼稚園3 市立保育所1 私立保育園23	4・5歳児の1学級の人数は 20～30人	集団教育の場として一定規模数の園児が必要。
千葉県	香取市	7.3万人	市立幼稚園4 私立幼稚園2 市立保育所13 私立保育園8	下限は、 1学級18人 、1園では4歳児・5歳児の計2学級35人を確保すること	市立小学校における下限の許容規模の積算方法に準じ、市立幼稚園の1学級の定員35人の2分の1とする。
千葉県	大網白里市	4.8万人	市立幼稚園4 私立幼稚園2 市立保育所2 私立保育園12	1学級の人数は同年齢で、おおむね 15～30人	幼児期は、多様な個性に触れ、集団の中で遊びを通して触れあい、成長を促す観点から必要です。自分たちでアイデアを出し合ったり、役割分担するなど、主体性や協同性を育むためには、集団規模としての一定人数が必要であり、その人数は、学級内でのグループ活動ができる人数を安定的に確保する観点から、5名程度のグループが3つ以上あることが望ましいと考える。

※各市の総人口はH31年4月末日現在

資料：調査対象とした市のホームページ参照

3 本市が考える望ましい集団活動ができる規模

幼児教育における望ましい集団規模は、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭において、子ども同士が相互に影響し合い、一人一人の子どもの発達に沿った必要な経験が得られる環境等を整えることであると考えます。

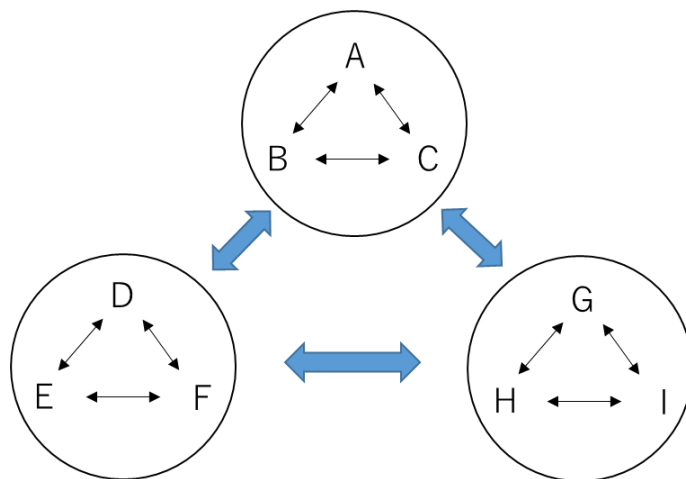
本市の市立幼稚園は小規模園が多く、幼稚園教諭の立場では保育の面で園児一人一人に細やかな対応ができる反面、4・5歳の時期は子どもが子どもたちから学ぶ大事な時期であることから、集団の中で社会性を身に付けたり、経験の中から子どもたちが気付いていく環境を整えることに配慮した場合には、「ある程度の集団規模」が必要と考えます。

その結果、佐伯市では下記のとおり一定の結論に達しました。

1学級の園児数は、おおむね15人～30人程度が望ましい。

ただし、本市の市立幼稚園は小規模で広域に点在していること、小学校区ごとに幼稚園、保育所等、就学前施設の整備状況が異なり受け皿となる就学前施設がない等、地域性があること、教育・保育の面で特別な配慮を必要とする子どもへの支援、家庭環境の多様化への対応等、よりきめ細やかな対応が求められることを踏まえ、下限を10人と設定しました。

市立幼稚園における適正規模の下限の考え方



複数の定義は2名以上であるが、少なくとも3人いれば、A君とB君、A君とC君、B君とC君という関係性ができる。さらにグループ別での意見交換や気づき等、多様性の観点からは少なくとも、3人1グループが3グループは必要と考える。

仮に下限を10人とした場合、組合せで2人5組、5人2組等の活動も可能となる。

第4章 市立幼稚園の閉園の基準

1 市立幼稚園における閉園の基準

今後、市立幼稚園では、子どもたちにとって望ましい集団活動ができる規模を維持するためには、閉園を検討することが必要となるが、検討から実施に当たっては一定の基準を定める必要があると考えます。一定の基準は、以下のとおりとします。

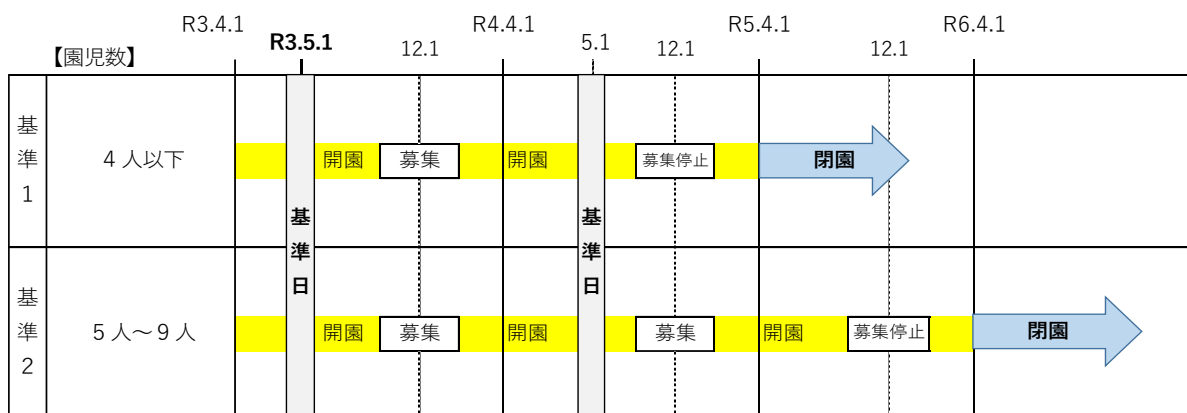
【基本的な考え方】

- 1 学級編成の基準はグループ活動が行えて、遊びや制作活動等における学びの広がりや深まり等の教育的効果を高めることができる下限を10人とする。
- 2 閉園までの期間は、基準日から最長3年間の期間を設定する。
- 3 最初の基準日は令和3年5月1日とし、以後毎年5月1日の園児数により閉園までの期間を決定する。

市立幼稚園における閉園の基準

基準	内 容	例 示
基準1	基準日の園児数が4人以下の場合、翌年度末をもって閉園とする。ただし、当該園が2年制の場合でかつ4歳児学級に園児がいる場合は、翌々年度末をもって閉園とする。	令和3年5月1日の園児数が4人以下の場合、令和5年3月31日をもって閉園とする。 ※イメージ「基準1」参照
基準2	基準日の園児数が2年連続で9人以下の場合、翌年度末をもって閉園とする。ただし、当該園が2年制でかつ最初の基準日に4歳児学級の園児数が9人以下の場合、3年目の4歳児学級を閉園とする。	令和3年5月1日、令和4年5月1日の園児数がいずれも9人以下の場合、令和6年3月31日をもって閉園とする。 ※イメージ「基準2」参照

市立幼稚園の閉園のイメージ



※基準日：毎年5月1日（「統計法施行令」及び「学校基本調査規則」に基づく調査基準日）

※基準日以降に園児数が基準を上回った場合はリセットし、該当年の翌年5月1日を基準日とする。

第5章 市立幼稚園と市立保育所の将来構想

1 市立幼稚園と市立保育所の今後の役割

本市の市立幼稚園は、最も長い園では百年以上の歴史を持ち、豊かな環境構成を通して充実した教育活動を続けてきました。また、小学校と隣接して設置されていることのメリットを生かし、入学までに付けたい力を見据えた「アプローチカリキュラム」、小学校入学後の「スタートカリキュラム」を連動させた幼小相互にメリットのある交流活動の充実や連携を図ってきました。

一方、私立の幼稚園、保育園、認定こども園等においては、建学の精神による教育や特色のある保育内容の充実など民間ならではの独自性を生かし、質の高い教育・保育の提供を行っています。今後、市立幼稚園は園児数の減少により適正規模での園運営が厳しくなることが想定されることから、適正規模での幼稚園教育の実施が困難になった場合、その役割を私立の就学前施設に要請していくことになると考えられます。

教育・保育の質の確保については、これまで市立幼稚園を中心に進めてきた「大分県幼児教育センター」との連携を広げ、「幼児教育アドバイザー」の派遣制度等を積極的に活用した幼稚園教諭・保育士・保育教諭に対する研修等を充実させて、必要な知識及び技術の習得と保育の課題等への共通理解を深めていくことが必要です。また、これまで以上に私立の就学前施設と連携を強化し、佐伯市全体の幼児教育・保育のニーズに応じていくことが求められます。

(1) 保幼小連携の強化

全ての子どもが市立、私立の就学前施設を問わず、小学校までの育ちや学びの連続性・一貫性を踏まえた「つながり」を意識し、「地域の子どもは地域で育てる」思いを共有するために、市立、私立保育園等関係機関で組織する「佐伯市保幼小接続連絡会(仮称)」を設置し、教職員の交流などの人的な連携や、両者が抱える教育上の課題の共有、幼児期から児童期への教育のつながりを確保する教育課程の編成、カリキュラムマネジメントを実施し、今以上の「保幼小連携の強化」を進めます。

(2) 特別な配慮を必要とする子どもの教育・保育の充実

発達障がいや知的障がい等の特別な支援を要する子どもに配慮した教育・保育環境の充実を図り、受入れを進めるとともに、医療機関や児童発達支援事業所、学校等との連携を図っていきます。また、支援のあり方等について、私立の保育園等との共有化を推進していきます。

「医療的ケアを必要とする子ども」の受入れの要望があった場合は、保護者や関係機関との十分な協議を行い、合理的な配慮の観点で教育・保育環境の整備に取り組みます。

(3) 社会的な支援の必要性が高い子どもに対する教育・保育機会の確保

一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、貧困・虐待その他の理由により、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家庭に対し、児童相談所、警察、こども福祉課等と連携を図り適切な援助を行います。

(4) 幼児教育・保育の質の向上のための研究

質の高い幼児教育・保育を実現するためには、保育者の「専門性」と「経験」が重要であり、これまで様々なテーマで教育実践や研究が行われてきました。今後もこれらの研究や実践から得られた成果やノウハウを教育・保育の現場に還元していくことが重要であると考えられることから、研修等を通じて、幼児教育・保育の質の向上と充実を図っていきます。

2 市立幼稚園と市立保育所の再編

佐伯市に住む全ての子どもたちが安心して質の高い教育・保育を受けられる環境を整えることは、市としての責務です。本市では、若年層がより利便性の高い旧市内へ集中する傾向にあることもあり、令和2年3月に策定した「第2期佐伯市子ども・子育て支援事業計画（2020年～2024年）」での「教育・保育提供区域」の設定は、市全域を1つのサービス提供区域とすることが、利用者及び運営側にとって安定的な教育・保育環境の確保につながるとして定めています。また、長時間保育を望む保護者のニーズは依然として高い傾向にあることから、今後は、保護者の就労状況に関係なく、教育・保育を一体的に提供する体制を整えていく必要があります。

現在、山間部は、うめこども園（小野市保育所・千束保育所を統合）、ほんじょうこども園（本匠幼稚園・本匠保育所を統合）、なおかわこども園（直川幼稚園・直川保育所を統合）、として再編され、令和2年4月に私立「やよいこども園（幼保連携型）」が開園したことから、山間部の受け皿は整ったと考えられます。

海岸部では、今後上浦幼稚園について閉園の基準が適用されることが想定されることから、私立の就学前施設での受入れを要請する必要があります。よのうづ幼稚園は当面預かり保育を継続し、保護者の保育ニーズに対応していきますが、園児数の減少が進み、閉園の基準が適用されるようになった場合には、松浦幼稚園を含め、近隣の私立松浦保育園に受け皿としての役割を要請する必要があります。

蒲江地区においては、令和2年4月に、かまえこども園（蒲江こども園・竹野保育所・西浦保育所・森崎保育所を統合）が開園し、幼児の受け皿は整ったと考えられます。

旧市内では、預かり保育を実施する渡町台幼稚園、鶴岡幼稚園以外の市立幼稚園は、園児の減少により、近い将来閉園の基準の対象となる可能性があります。そのような状況になった場合、市内の私立保育園・幼稚園・認定こども園等に対して5歳児までの就園を依頼し、充実した保育サービスの提供を図る必要があります。

また、早めの情報提供により、市民への周知期間を十分確保し、丁寧な説明に努め周知を

図った上で、本市の「子どもにとって幼児期の教育にふさわしい環境」を整えることが肝要であると考えます。

用語解説

番号	用語	意味
1	「子ども・子育て関連3法」 (平成24年8月公布)	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・子育て支援法」 ・「就学前の子どもにする教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」 ・「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」
2	「子ども・子育て支援新制度」(平成27年4月施行)	幼児教育の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めることを目的とする制度
3	「第1・2期佐伯市子ども・子育て支援事業計画」(平成27年～31年)(令和2年～令和6年)	子ども・子育て支援法に基づき、佐伯市における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他同法に基づく業務の円滑な実施に関する計画
4	「認定こども園」	保護者が働いているかどうかに関わらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設
5	「幼児教育・保育の無償化」	令和元年10月より幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する3歳から5歳までのすべての子ども、または、0歳から2歳までの子どもがいる住民税非課税世帯を対象として、保育料(預かり保育料は月額上限11,300円まで)が無償化された
6	「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」	保護者が主に就労等で家庭にいない、小学校に就学する児童を対象として、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図ることを目的とした施設
7	「一時預かり事業」	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業

番号	用語	意味
8	「幼稚園教育要領」	幼稚園が幼稚園教育の目的や目標を達成するために、教育内容を幼児の心身の発達に応じ、保育時間との関連において総合的に組織した教育計画である教育課程を編成する際の基準を示すもの
9	「保育所保育指針」	保育所（園）が保育の目的や目標を達成するために、子どもの健康及び安全を確保しつつ、子どもの1日の生活や発達過程を見通して、保育の内容を組織的・計画的に構成し保育を実施する際の拠るべき基本事項を定めたもの
10	「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」	各幼保連携型認定こども園が教育及び保育を一体的に提供するため、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即した適切な教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画を作成、実施する上での基本的事項を定めたもの
11	「幼児教育の形成過程と協同性の育ちに関する研究」	平成23年度、文部科学省の委託事業として社団法人全国幼児教育研究協会が全国国公私立幼稚園の約10%に当たる1,296園の園長と教諭を対象（回答率71.7%929名）に幼児集団の規模と担任の指導に関する意識調査を中心に年小から年中、年長と各時期における発達の課題への保育的な関わりを通して、集団が持つ諸特性及び集団相互の関係性などの「集団性」と「協同性の育ち」に関する教員の意識をまとめたもの
12	「アプローチカリキュラム」	就学前の幼児が、小学校の生活や学習に適應できるようにするとともに、幼児期の学びを小学校教育につなげるために作成する幼児期の教育終了前のカリキュラムのこと
13	「スタートカリキュラム」	小学校に入学した児童が、スムーズに学校生活に適應していけるように編成した第1学年入学当初のカリキュラムのこと。生活科を中核として展開されることが多い

番号	用語	意味
14	「大分県幼児教育センター」	県内の子どもたちの力と意欲を引き出す幼児教育・保育を進めるために、教育庁と知事部局（福祉保健部）の連携を強化し、幼児期の教育・保育を担う幼稚園教諭、保育教諭、保育士等への研修を充実させ、県内の教育・保育水準の向上を図るために設置された
15	「幼児教育アドバイザー」	各幼稚園・保育所・認定こども園に訪問し、園の現状と課題、ニーズに合わせて、園内研修支援、小学校との連携推進、カリキュラムや指導計画及び事例等の情報提供等を行っていく幼児教育の専門性を有した者
16	「医療的ケアを必要とする子ども」	人口呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な子どものこと
17	「教育・保育提供区域」	子ども・子育て支援事業計画において、「量の見込」・「確保の方策」を定める単位として設定する区域のこと
18	「第2期佐伯市長期総合教育計画（さいき“まなび”プラン2017）」	「人が学び、人が生き、人が育つ佐伯の教育」の創造をめざして、子どもたちの健やかな成長を願い、地域の文化や伝統を守りながら、市民の皆様が生涯学び続けることができるよう、各施策や取組を推進していくための教育行政指針。現在第2期計画期間（2017年度～2026年度）

「幼稚園教育要領」(平成29年3月31日告示) ※抜粋

第1章 総則

第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

1 幼稚園においては、生きる力の基礎を育むため、この章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。

(1) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」

(2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」

(3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

2 1に示す資質・能力は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体によって育むものである。

3 次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである。

(1) 健康な心と体

幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

(2) 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

(3) 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

(4) 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

(5) 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

(6) 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

(7) 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。

(8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

(9) 言葉による伝え合い

先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

(10) 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

「保育所保育指針」(平成29年3月31日告示) ※抜粋

3歳以上児の保育に関するねらい及び内容

(1) 基本的事項

ア この時期においては、運動機能の発達により、基本的な動作が一通りできるようになるとともに、基本的な生活習慣もほぼ自立できるようになる。理解する語彙数が急激に増加し、知的興味や関心も高まってくる。仲間と遊び、仲間の中の一人という自覚が生じ、集団的な遊びや協同的な活動も見られるようになる。これらの発達の特徴を踏まえて、この時期の保育においては、個の成長と集団としての活動の充実が図られるようにしなければならない。

イ 本項においては、この時期の発達の特徴を踏まえ、保育の「ねらい」及び「内容」について、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示している。

ウ 本項の各領域において示す保育の内容は、第1章の2に示された養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留意が必要である。

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」(平成29年3月31日告示) ※抜粋

第3 満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容

基本的事項

1 この時期においては、運動機能の発達により、基本的な動作が一通りできるようになるとともに、基本的な生活習慣もほぼ自立できるようになる。理解する語彙数が急激に増加し、知的興味や関心も高まってくる。仲間と遊び、仲間の中の一人という自覚が生じ、集団的な遊びや協同的な活動も見られるようになる。これらの発達の特徴を踏まえて、この時期の教育及び保育においては、個の成長と集団としての活動の充実が図られるようにしなければならない。

2 本項においては、この時期の発達の特徴を踏まえ、教育及び保育のねらい及び内容について、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示している。

佐伯市立幼稚園及び保育所のあり方についての実施計画書
令和3年3月（2021年）

発行 : 佐伯市
編集 : 佐伯市教育委員会 学校教育課
住所 : 大分県佐伯市中村東町6番9号
TEL : 0972-22-3154
FAX : 0972-24-0231